

随意契約によることとした理由

1 業務名

魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務

2 業務概要

広島らしい魅力ある夜間景観の形成に向けて、令和6年度に行った実態調査の結果を踏まえ、同年度に設定したモデル地区のうち、5地区を対象に社会実験を実施し、その効果を検証の上、本市が目指すべき夜間景観の基本方針を導き出し、モデル地区等に定めるべき具体的な基準を想定した上で、施策展開の方向性とともな広島らしい魅力ある夜間景観のあり方（案）として取りまとめるものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

大阪府中央区釣鐘町二丁目1番7号

(2) 商号又は名称

株式会社LEM空間工房

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、社会実験をより効果的に実施し、その結果の検証や夜間景観の基本方針、具体的な基準の検討、あり方（案）の取りまとめという非常に難易度の高い業務であり、履行には、都市における夜間照明計画に関する専門的知識や他都市等における実施経験、ノウハウが求められることから、業務の発注に当たっては、履行能力等を評価し、最も適した者を受託候補者として選定することできる公募型プロポーザル方式を採用した。同プロポーザル手続において、1者から提案書が提出され、それらを「魅力ある夜間景観の形成に向けた社会実験実施及びあり方（案）作成業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、得点が同委員会の求める最低限の水準である60点に達していたことから、同者を受託候補者として特定した。